

第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年4月22日(木)午後2時00分～4時08分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井 喜代子、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 11番 久郷 義美 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第6 議案第5号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第229号)の承認について 日程第8 議案第7号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について 日程第9 議案第8号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 日程第10 議案第9号 令和2年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について 日程第11 議案第10号 令和3年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹兼総括 久保居文子</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第4回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、11番 久郷 義美 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、18名中 17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。

議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分） ここで、追加報告案件が1件ありますことを申し上げます。議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、12番 滝田 功 委員、14番 塩野目 富夫 委員をお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
事務局（雫）	ここで、議案第2号における追加案件があるようですので、事務局より説明をいたさせます。
事務局（雫）	事務局より説明させていただきます。先月の総会で許可保留で継続審議になっておりました、●●●の農地改良の農地法4条の申請につきまして、申請者の代理人に対して、敷地内の土を移動させるよう指導を行ったところ、その通りにやりましたということで代理人より連絡がありましたので、今回また改めて審議をさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します
議長	案件追加の説明が終わりましたので、この案件を議案第2号に追加してよろしいかお諮りします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議がないようですので、この案件を議案第2号 整理番号2として、追加案件といたします。

議長	<p>休憩いたします。（午後 2時 05分）</p> <p>< 資料配布 ></p> <p>再開いたします。（午後 2時 06分）</p>
事務局（糸井）	<p>それでは、次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p> <p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番について、6番 齋藤 勉 委員をお願いします。</p>
6番 齋藤 勉 委員	<p>4月15日、地元推進委員と申請代理人で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族、祖父、孫。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、購入予定 田植機。取得地への通作距離、約0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、整理番号2番と合わせると、問題なし。調査の結果、農地法 第3条 第2項の内、第5号に該当するが、同時申請されている 整理番号2と合わせると、面積が30アールを超えることとなり、下限面積要件が満たされることになるので、整理番号2が同時に許可されることを条件に許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月15日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、賃借権の設定。以下、受人のみの報告となり、先ほどと同じ内容になります。調査の結果、農地法 第3条 第2項の内、第5号に該当するが、同時申請されている 整理番号1と合わせると、面積が30アールを超えることとなり、下限面積要件が満たされることになるので、整理番号1が同時に許可されることを条件に許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月15日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第</p>

<p>(6番 齋藤 勉 委員)</p>	<p>1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、牧草。農業従事年数及び農業形態、約19年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、牛400頭。取得地への通作距離、約1.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>4月16日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。申請人は農機具の販売のかたわら農業もしており、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、農機具販売をしておりますが、自分ではトラクター、コンバイン、田植機を所有。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>4月16日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家・第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>5番 関 閣夫 委員</p>	<p>整理番号6番について、5番 関 閣夫 委員にお願いします。</p> <p>4月18日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。空き家に付随した農地として、一括売買するというものです。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜全般を作付け</p>

<p>(5番 関 閣夫 委員)</p>	<p>予定。農業従事年数及び農業形態、無。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約 50m から 100m。5年以上継続して耕作する旨の誓約書あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約仮契約書の写しあり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条 第2項 各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号7番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>4月11日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約0.6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。今回贈与を受けた農地の奥に自分の農地があります。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号8番について、15番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>4月11日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号8のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約1km。この農地は今まで耕作放棄地でしたが、認定農業者ということで、大きな農機具を持っているので、農地等の効率的利用は可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

<p>18番 堀江 恒夫 委員 事務局（糸井）</p>	<p>整理番号6番ですが、この耕作者の●●●氏は、どのような家族構成でしょうか。</p> <p>ご本人が51歳、奥様は47歳で二人になります。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に質疑なし ></p> <p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p> <p>まず、整理番号1について、調査委員の報告を15番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●。以前に●●●から転入してきて、宅地と農地を一緒に購入した方です。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑・宅地、西が山林、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、農業と兼業で古物商を営んでおり、自宅に隣接する申請地を車両及び金属置き場として使用しているが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書、有。総事業面積 1,350.98㎡ 転用面積 1,244㎡ 車両及び金属置き場。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水。敷地内自然浸透。その他、他法令等との関係等、畑のところにある赤道の払下げについては都市建設課と調整をしている。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。担当地区委員から意見がありましたら13番 栗田 義之 委員をお願いいたします。</p>

13番 栗田 義之 委員	<p>意見はないのですが、ただ心配だったのは農業部分がどのようになったのかなど。転用するところとは別にまた農地は持っているのやめるのかなと思いますし、現在はおばあちゃんが家庭菜園で野菜を作っているようです。現在は普通に自治会に加入しており、子供も問題なくみんなと一緒に通学しているようなので人間的に心配していたことはなさそうです。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号1については、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、追加案件の整理番号2について、事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局（雫）	<p>本件は前回総会において許可保留継続審議になりました案件です。本件の申請人、申請地等は追加でお配りした議案第2号 整理番号2の通りです。前回の総会の審議結果を受けまして、申請地の成形及び超過分の土砂の搬出作業を進めるよう申請者の代理人に通知をしましたところ、4月7日に作業が完了したと連絡があったところでございます。現場の状況につきましては、前回の総会の現地調査時には、申請地全体にまたがって土砂が積まれていた状態でしたが、今回の現地調査の際には今後の作業と土砂条例の手続きに向けまして、2筆のうち●●●に土砂がまとめられていた状態でございます。以上のような状態ですので再度、許可の可否についてお諮りさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>土砂条例の件で説明させていただきたいのですが、土を盛る面積によって手続きが変わってきます。盛る土の体積ではなく、底地の面積です。まず、底地の面積が1,000㎡未満の場合は土砂条例関係の許可が不要、1,000㎡以上3,000㎡未満、今回はこのケースにあたるのですが、市の土砂条例の許可が必要となります。なお、3,000㎡以上は県の土砂条例が必要な案件になっております。3月の現地調査の際には敷地全体に盛られていたので、1,000㎡から3,000㎡盛られていたので市の許可が必要な状態でありました。代理人が土砂条例の関係でまちづくり課に相談に行ったところ、この状態では違反しているので、これでは申請が受けられないので、一旦1,000㎡以下にまとめてくださいという指導をされたということです。それを受け業者のほうで敷地内で土を移動させ、現在のところ1,000㎡未満に収まっている状態。農地転用の手続きと並行してまちづくり課の環境グループに手続きの調整をして、土砂条例申請に向け相談を行っているというこ</p>

	とです。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
7番 栗野 育夫 委員	どちらが優先されるのですか。転用許可をもらって、土砂条例なのか。どちらが先なのか。それとも同時なのか。
事務局（雫）	まず、農地法については土砂条例の許可を同じ日にするとかではなく、必要な手続きについて指導するにとどめるということになっています。土砂条例については、市のほうでは農地転用の許可が出てからでないとう受付はしないという運用をしているとのことです。
議長	休憩いたします。（午後 2時 45分） 再開いたします。（午後 2時 51分）
議長	上程中の追加案件の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 整理番号2は条件付きで許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号2については、条件付きで、許可することに決定いたしました。日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	事務局より、整理番号1及び2の説明をお願いいたします。
事務局（雫）	本件は、過去に一時転用の許可を受けた農地につきまして、工期の延長に伴い一時転用の期間延長が必要となったため、転用事業者より事業計画変更の申請があったものです。本件の申請人、申請地等は、議案第3号、整理番号1および2のとおりです。申請地は、株式会社●●●が護岸災害復旧工事に伴う用地として使用するため、令和3年3月31日までに農地へ復元する条件を付した農地法第5条許可を受けております。整理番号1は現場事務所および資材置場、整理番号2

議長	<p>は根固めブロック作製作業所を目的としておりますが、護岸災害復旧工事の工期を延長することになり、一時転用期間について整理番号1については令和3年6月30日まで、整理番号2は令和3年5月31日まで延長するための計画変更申請に至りました。なお、工事の発注元である●●●との変更契約は令和3年3月31日付けで締結されております。契約スケジュールの都合上、前回の総会への提出が間に合わなかったため、今回、追認を求める形での申請となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、5番 関 閣夫 委員にお願いします。</p>
5番 関 閣夫 委員	<p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が田・雑種地、南が水路を挟んで山林、北が道を挟んで畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 1,895 m² 転用面積 1,590 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル303枚、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。</p>

<p>(5番 関 閣夫 委員)</p>	<p>雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年4月30日から令和3年6月30日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、令和元年の台風19号による浸水で住宅が床上浸水の被害を受けたため、住宅の建築を計画し、浸水想定区域から外れている申請地を購入できることになり申請に至った。転用面積 428 m² 一般住宅 木造2階建 建築面積 60.76 m²、進入路 西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年5月18日から令和3年10月31日。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番、4番について、6番 齋藤 勉 委員にお願いします。</p>
<p>6番 齋藤 勉 委員</p>	<p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が原野、西が宅地・道を挟んで雑種地、南が道を挟んで宅地・畑、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,477 m² 太陽光発電設備の設置。構造 等、パネル264枚。周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>(6番 齋藤 勉 委員)</p>	<p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が宅地、北が道を挟んで畑。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 864㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル252枚、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年4月30日から令和3年6月30日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>今回の議案にからむので、本日配付の資料に太陽光発電設備の農地転用申請時における那須烏山市農業委員会内規ということが入っているのですが、まず1点聞きたいのは施行日が入っていないのですが、この間の話では4月1日から施行するということだと思っております。あと1点は、(3)事業実施箇所の隣接地の所有者の同意を申請地に必要提出書類とする。普通、農業委員会は隣接地が農地の場合しか同意をもらわなかったのですが、今回土地隣接地の同意が必要提出書類とするということは、農地じゃなくても取るということですか。山林でも宅地でも全て取るのですか。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>わかりました。それを踏まえて、私の聞き間違いかもしれませんが、整理番号1番については同意書無しと聞こえたのですが。今回、隣接地の同意書はみんな出ているのでしょうか。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>今回は、3月の申請なので取っていないです。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>そういう意味なのですね。</p>

議長	休憩いたします。（午後 3時 11分）
	再開いたします。（午後 3時 25分）
事務局長（相ヶ瀬）	内規については、表現を見直して再度お示しします。
議長	上程中の議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 関 閣夫 委員にお願いします。
5番 関 閣夫 委員	4月19日に、地元委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和61年相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、問題無し。非農地となって何年経過したか、経過年数、約28年。申請地は、昭和55年に南那須町により整備された農道用地として町へ売り渡した土地の残置部分で、その後平成5年ごろに宅地の進入路を舗装し、宅地の一部として使用。現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >

議長	上程中の議案第5号「非農地証明願出による現況地目の認定について」申請のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第5号「非農地証明願出による現況地目の認定について」は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第7議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画（第229号）の承認について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第229号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第229号）については、新規4件 更新13件です。利用権の設定を受ける者9名、利用権を設定する者17名です。利用権の設定面積は、79,611㎡です。令和3年度 累計は、79,611㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年4月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画（第229号）の承認について」申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画（第229号）の承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

	<p>休憩いたします。（午後 3時 30分）</p> <p>再開いたします。（午後 3時 40分）</p>
議長	<p>日程第8 議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第7号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。</p>
農業振興グループ（久保居）	<p>第7号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。本案については、農地中間管理事業における農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取を求めるものです。本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家への集積を図ることに対しまして、ご審議をいただくこととなります。今回ご審議いただきます、農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）につきましましては、●●●氏が、受手で借りていた農地が農業委員会のご協力によりマッチングにいたりしました。ありがとうございました。件数は4件です。設定を受ける者6名、設定する者4名です。設定面積は、65,952㎡です。令和3年度累計は、65,952㎡です。設定内容等につきましましては、資料のとおりです。なお、今後の手続きにつきましましては、本総会における市農業委員会の意見聴取の結果を文書にて、県の事務局であります県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約1ヶ月程度ですべての手続きが完了し、利用権の設定が完了することとなります。</p>
議長	<p>続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。担当委員の5番 関 委員、13番 栗田 委員、19番 塩野 委員 意見ございますか。</p>
19番 塩野 哲男 委員	<p>亡くなった●●●氏が耕作していた農地です。そのあと私が責任を持って農政課と話し合ったので問題無いと思います。</p>
13番 栗田 義之 委員	<p>塩野委員から話があった通りですが、●●●氏が遠いところから耕作にあたるので大変かと思います。その際に2回ほどトラクターを盗まれたということですが、そういう問題があっても本人がやりたいというのであれば心配はないのです。</p>

5番 関 閣夫 委員	が。 特に意見は無いです。 < 他に意見なし >
議長	上程中の議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 特に意見等がないようですので、日程第8 議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」は「異議なし」として回答することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	日程第8 議案第7号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」は「異議なし」として回答することに決定いたしました。続きまして、日程第9 議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第8号 議案書の朗読 >
議長	この議案の審議については、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、16番 興野 礼子委員は一時退席をお願いいたします。 休憩いたします。（午後 3時 50分） < 16番 興野 礼子 委員 退席 >
議長	再開いたします。（午後 3時 51分） 内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（久保居）	お手元の資料50ページをご覧ください。本案につきましては、申出人 ●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出、用途区分の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、

<p>(農業振興グループ(久保居))</p>	<p>市長から農業委員会宛て意見を求めるものであります。今回の案件は、飼料置き場と農業機械置場として、興野地区の畑825㎡の用途区分を、農業用施設用地に変更するものです。今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ、農政課長決裁により、農振法第12条公告を行い、用途区分変更完了となります。なお、本案件は1ヘクタール以下の用途区分の変更のため、県への協議や11条公告(変更案の縦覧、異議申立の受付)は不要となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。15番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>4月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域の用途区分変更でありますので、用途区分変更の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申請人、申請地の場所、内容は、議案第8号 整理番号1 及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人 ●●● 土地所有者本人 農地法第4条申請予定。(申出地位置を説明。)申出地周囲の状況、東が道を挟んで田・畑、西が道を挟んで田、南が雑種地、北が畑。同意書、無。変更を必要とする理由、申出人は、酪農を営んでいるが、公益財団法人栃木県農業振興公社が事業主体となり実施する国庫補助事業「畜産担い手育成総合整備事業」に参加し、堆肥ロータリー式攪拌装置を導入する計画である。装置の導入に伴う既存の堆肥処理施設の建屋部分の改修伸長にあたり、既存施設用地に隣接する申出地の用途区分変更が必要となるため、変更申出を行った。転用目的の施設の構造等、転用面積 1,196㎡ うち農用地 825㎡ 農業用施設用地 飼料置場 484㎡ 農業機械置場 60㎡。施設周囲は農業用機械の通行のための作業通路として利用。土地選定経過書、添付有。給水、生活排水計画、雨水排水、敷地内浸透。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財は該当なし、市土砂条例はまちづくり課と協議済、農地法、建築確認法の手続きは今後進める。用途区分変更の際の基準等についての意見、申出人は土地の所有権及び使用及び収益の権限に基づきその土地を耕作又は養畜のため、農業用施設として農用地区域の用途区分を変更することに該当すると考えられる。また、農用地区域内にある農地は原則として農地転用許可ができない農地であるが、代替地もないと認められ、さらに、周囲への影響を及ぼす恐れもないと判断できる。緊急性、必要性、公共性等を勘案してやむを得ないものであると考えられることから、農業用施設として転用の見込みもあり、軽微な変更手続きで足りると思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。2番 栗野 隆夫 委員にお願いします。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>この案件に関して、2月の時に3条での報告をこういうことも含めて説明させていただきました。それにそつての手続きということで、今の調査員の説明報告があった通りで問題無く手続きを進めていいと思います。</p>

議長	説明及び報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	＜ 質疑なし ＞
議長	上程中の議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、「異議なし」としてよろしいか、お諮りいたします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞
議長	ただいま上程中の議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、異議がないようですので、「異議なし」として回答し、併せて、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可することに決定いたしました。
議長	16番 興野 礼子 委員の復席をもとめます。
議長	休憩いたします。（午後 3時 57分）
議長	＜ 16番 興野 礼子 委員 復席 ＞
議長	再開いたします。（午後 3時 58分）
事務局（糸井）	興野 礼子委員に申し上げます。日程第9 議案第8号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、「異議なし」として回答し、併せて、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 、その内容に相違ない場合は審議を省略し、許可することに決定いたしました。次に、日程第10 議案第9号 「令和2年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
議長	＜ 議案第9号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局長（相ヶ瀬）	< 活動報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第9号 「令和2年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第10 議案第9号 「令和2年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、原案報告書のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第11 議案第10号 「令和3年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第10号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙活動方針及び活動計画（案）について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第10号 「令和2年度那須烏山農業委員会活動実績報告について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >

議長

異議なしと認め、日程第11 議案第10号 「令和3年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」は、原案計画書のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

(午後 4時 08分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月22日

議 長

12 番

14 番